

○武蔵野市コミュニティ条例施行規則

平成14年5月31日規則第85号

改正

平成17年規則第36号

武蔵野市コミュニティ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市コミュニティ条例（平成13年12月武蔵野市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び承認)

第2条 条例第10条第1項の規定により、コミュニティセンターの施設を使用しようとする者は、別に定める使用申請書を、条例第9条第1項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を受け付けたときは、条例第11条の規定により使用を承認しないときを除き、別に定める使用承認書を交付するものとする。

(入館の制限)

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 善良の風俗を乱すと認められる者、他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者又はめいてい者
- (2) 銃砲、刀剣の類、爆発物その他危険物を所持している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(使用条件)

第4条 休館日、開館時間、貸出区分その他運営に関し必要な事項は、市と指定管理者とが協議して決定するものとする。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、市長が必要に応じて開催する。

2 評価は、条例第9条の趣旨に従って運営を行っているか等について、評価委員会の評価基準に基づいて評価する。

(評価の公表)

第6条 市長は、条例第16条第2項の規定により評価の結果の概要を公表するときは、市報への掲

載その他広く周知できる方法により行うものとする。

- 2 市長は、条例第16条第3項の規定により公共的団体の活動に関し助言するときは、書面その他の方法により行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
(武蔵野市立コミュニティセンター条例施行規則の廃止)
- 2 武蔵野市立コミュニティセンター条例施行規則（昭和51年7月武蔵野市規則第16号）は、廃止する。

付 則（平成17年3月31日規則第36号）

この規則は、武蔵野市コミュニティ条例の一部を改正する条例（平成17年1月武蔵野市条例第1号）の施行の日から施行する。